議案第４１９号

金沢都市計画特別用途地区の変更（金沢市決定）

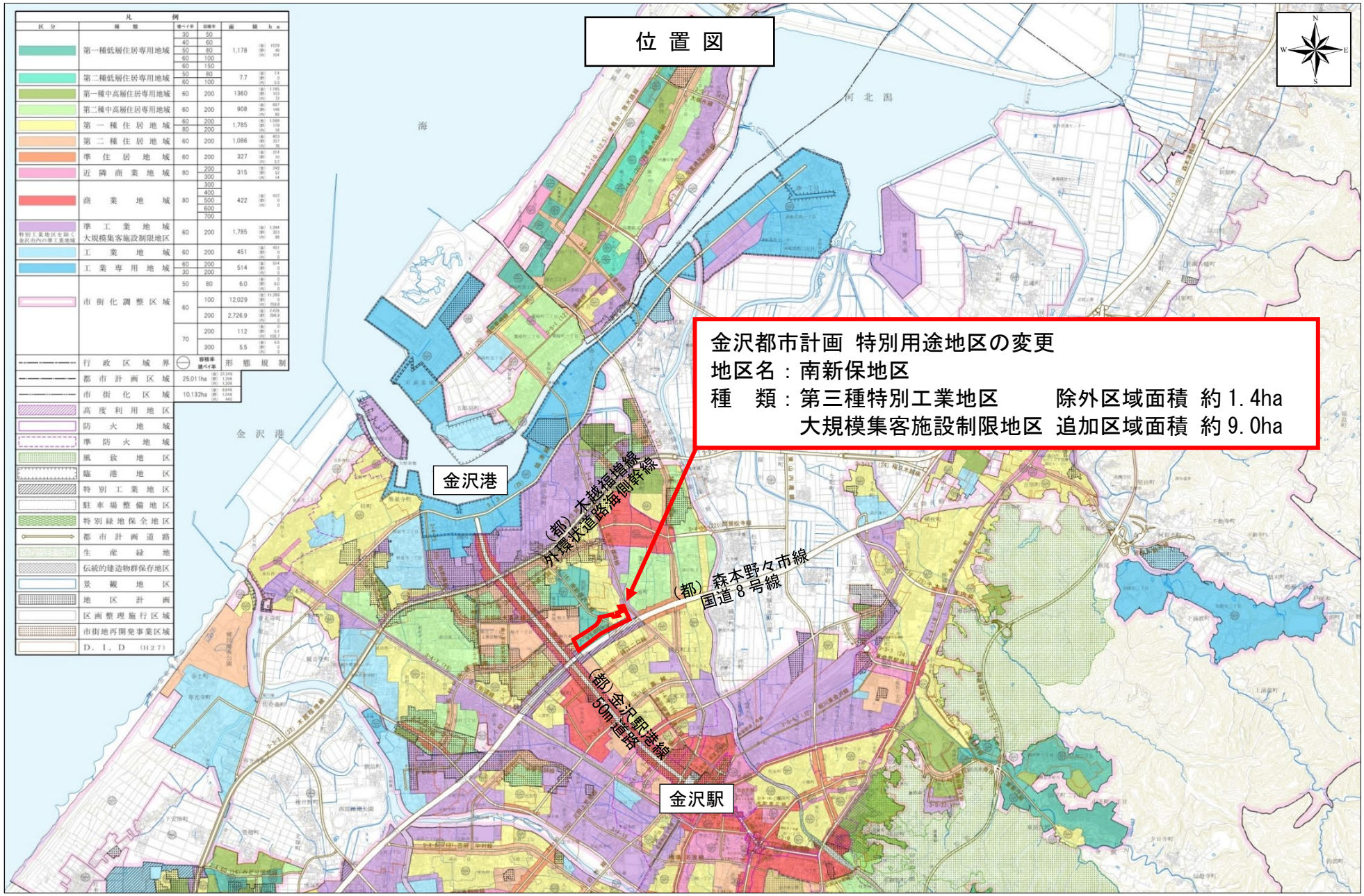

議案第４１９号

金沢都市計画特別用途地区の変更（金沢市決定）

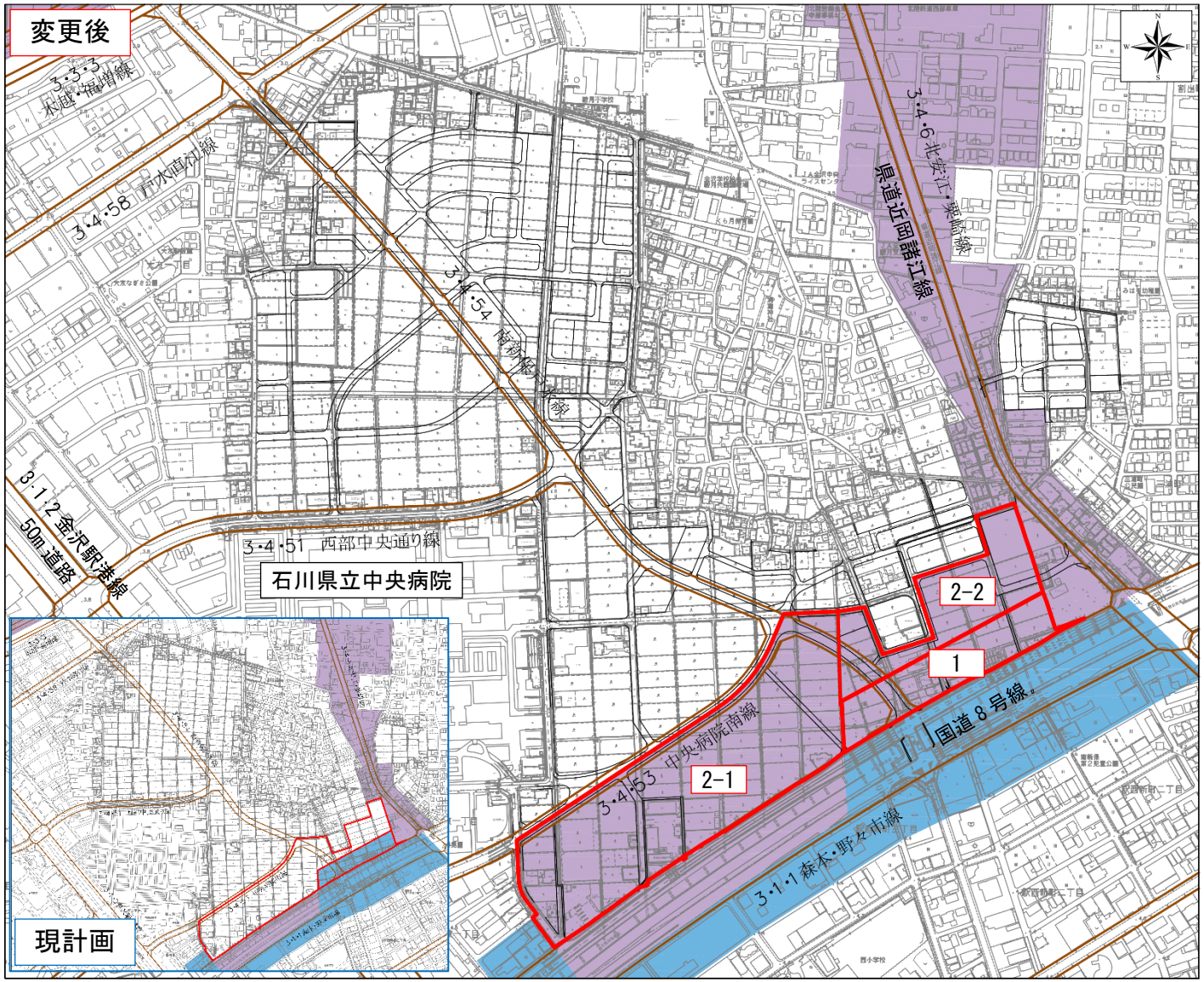

地区名	南新保地区				
種　類	第三種特別工業地区				
面　積	約 1.4 ha（除外）				
整理番号	面積（ha）	現計画		変更後	
		用途地域	容積率 建蔽率	用途地域	容積率 建蔽率
1	1.4	準工	200/60	準工	200/60
合計	1.4				

地区名	南新保地区				
種　類	大規模集客施設制限地区				
面　積	約 9.0 ha（追加）				
整理番号	面積（ha）	現計画		変更後	
		用途地域	容積率 建蔽率	用途地域	容積率 建蔽率
1	1.4	準工	200/60	準工	200/60
2-1	5.7	一低層	50/30		
2-2	1.9	一住	200/60		
合計	9.0				

凡　例	
	都市計画道路
	大規模集客施設制限地区
	第３種特別工業地区
	変更ヶ所

SCALE 1:5,000

0　50　100　200　300　400　500

議案第４１９号

金沢都市計画特別用途地区の変更（金沢市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

上段朱書きは変更前

種　　類	面　　積	備　　考
第一種特別工業地区	約　1.8 ha	建築制限の概要 １.風俗営業店舗等の規制 ２.住宅等の規制 ３.公害発生型工場の規制
第二種特別工業地区	約　46 ha	建築制限の概要 １.風俗営業店舗等の規制 ２.住宅等の規制 ３.運動施設等の規制 ４.店舗の規制
第三種特別工業地区	25 約　24 ha	建築制限の概要 １.風俗営業店舗等の規制 ２.戸建て専用住宅の規制 ３.公害発生型工場の規制
大規模集客施設制限地区	1,367 約 1,376 ha	建築制限の概要 １.大規模集客施設の規制 （床面積合計が１万平方メートルを超えるもの）
合　　計	1,440 約 1,448 ha	

「種類及び区域は計画図表示のとおり」

理　由

（第三種特別工業地区）

地区計画の決定により当該地区のまちづくりの方針が明確に示され、適正な土地利用の誘導が図られることから、特別用途地区（第三種特別工業地区）の区域を除外するものである。

議案第４１９号

（大規模集客施設制限地区）

金沢市においては、中心市街地活性化基本計画の認定（平成 19 年５月 28 日）による中心市街地の活性化を図るとともに郊外地の大規模集客施設を抑制するために、既に第一、三種特別工業地区として指定されている範囲を除く、全ての準工業地域において、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）が指定されている。

今回、当該地区の用途地域の変更により準工業地域を指定する区域及び特別用途地区（第三種特別工業地区）を除外する区域について、大規模集客施設を抑制するため、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）を指定する。